

# 第1回富士川水系河川整備計画関係県会議 議事録

## 【開催概要】

- 日程：令和7年8月7日（木）10：00～11：00
- 会場：山梨県庁防災新館4F 403会議室
- 出席者：

（対面）山梨県国土整備部長	寺沢 直樹（代理：山梨県技監 水口 保一）
（対面）甲府河川国道事務所長	草野 真史
（WEB）静岡県交通基盤部長	高梨 記成（代理：河川砂防局長 山田 真史）
（WEB）関東地方整備局河川部長	室永 武司（代理：河川調査官 石川 武彦）

## 【議事概要】

1. 開会
2. 挨拶
3. 議事
  - (1) 富士川水系河川整備計画変更について
  - (2) 富士川水系河川整備計画変更までの流れについて
4. 閉会

## 【議事録】

### 1. 開会

#### 【内藤副所長】

それでは、定刻となりましたので、ただいまから第1回富士川水系河川整備計画関係県会議を始めさせていただきます。本日はお忙しい中、御出席いただきまして、ありがとうございます。

本日、進行を務めさせていただきます関東地方整備局甲府河川国道事務所副所長の内藤と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

すみません。着座にて、このまま進行させていただければと思います。

本日の会議につきましては、対面とウェブを並行しての開催とさせていただいております。また、報道機関と一般傍聴に公開する会議となっておりまして、本日は報道機関が2社、一般傍聴に関してはいないという形で聞いております。

開会に先立ちまして、記者の方々にお願い申し上げます。記者発表の際に会議の公開についてお知らせしておりますが、カメラ撮りについては冒頭部分のみということで、挨拶までとさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。また、記者発表でお知らせしております注意事項に留意いただきて、議事進行に御協力いただきますようお願いいたします。あわせて、スタッフによる記録撮影を行っておりますので、撮影した写真については会議報告等で使用させていただく場合がございますので、御了承いただければと思います。

それでは、まず本日の資料を確認させていただきます。お手元にクリップ留めで用意してございますけれども、議事次第が1枚、構成員の名簿、座席表、会議の規約、それから、資料1として、横とじになりますけれども、「富士川水系河川整備計画変更について」というホチキス留めが1冊、資料2として「富士川水系河川整備計画変更までの流れについて」、参考資料、以上が本日の資料となります。ウェブの方にも、事前に送付させていただいた資料を見ていただければと思います。資料の過不足等がありましたら、スタッフにお申しつけいただければと思います。

### 2. 挨拶

#### 【内藤副所長】

それでは、開会に当たりまして、甲府河川国道事務所長の草野より御挨拶申し上げます。

#### 【草野事務所長】

ただいま御紹介いただきました甲府河川国道事務所長の草野でございます。

本日は第1回富士川水系河川整備計画関係県会議に、御多忙のところ御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

今朝のニュースを見ると、石川県で線状降水帯が発生するなど、気候変動の影響が非常に顕著に現れてきているということを踏まえまして、全国的に河川整備基本方針の見直しを行っております。富士川水系につきましては、今年の3月に見直しを完了したところでございます。今後はこの河川整備基本方針を踏まえまして、具体的な整備内容を定める河川整備計画の見直しを行っていくことになりますので、本日はそのキックオフの会議になります。

河川整備計画の策定に当たりましては、策定主体である関東地方整備局長が、山梨県知事さんと静岡県知事さんに意見聴取を河川法に基づいてさせていただくということもございまして、それに先立ちまして検討内容を深めるということを目的として今回設置してございますので、本日は忌憚のない御意見を頂ければと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

**【内藤副所長】**

ありがとうございました。

続きまして、構成員の御紹介をさせていただきます。構成員名簿の順に御紹介させていただきます。紹介後、一言頂戴できればと存じます。

まず、山梨県県土整備部長、寺沢直樹様。本日は都合により欠席のため、技監、水口保一様の代理出席となります。水口様、一言お願いいいたします。

**【寺沢県土整備部長代理（水口技監）】**

山梨県県土整備部、技監の水口でございます。本日は寺沢県土整備部長が公務のため欠席となり、代理として出席させていただきます。本日はよろしくお願いいいたします。

**【内藤副所長】**

ありがとうございました。

続きまして、静岡県交通基盤部長、高梨記成様。本日は都合により欠席のため、河川砂防局長、山田真史様の代理出席となります。ウェブでの参加となります。山田様、一言お願いいいたします。

**【高梨交通基盤部長代理（山田局長）】**

静岡県河川砂防局長の山田でございます。本日は交通基盤部長が公務によりまして欠席のため、代理として出席させていただいております。どうぞよろしくお願いいいたします。

**【内藤副所長】**

ありがとうございました。

続きまして、国土交通省関東地方整備局河川部長、室永武司。こちらも都合により欠席のため、代理出席で河川調査官、石川武彦でございます。ウェブでの参加となります。よろしくお願ひします。

**【室永河川部長代理（石川河川調査官）】**

皆様、おはようございます。河川調査官の石川でございます。本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

**【内藤副所長】**

ありがとうございました。

最後になりますが、国土交通省関東地方整備局甲府河川国道事務所長、草野真史でございます。

**【草野事務所長】**

よろしくお願ひいたします。

**3. 議事**

**【内藤副所長】**

それでは、3. 議事に移ります。

議事といたしましては、(1) 富士川水系河川整備計画変更について、(2) 富士川水系河川整備計画変更までの流れについてであります、まとめて事務局から説明させていただきます。よろしくお願ひします。

**(1) 富士川水系河川整備計画変更について**

**【瀬尾流域治水課長】**

甲府河川国道事務所流域治水課長、瀬尾と申します。よろしくお願ひします。

着座にて、資料の説明をさせていただきます。

右上に「資料1」とあります「河川整備計画変更について」を御覧ください。

初めに目次でございますが、流域の概要、②としまして河川整備の現状と課題、③としまして河川整備計画の対象区間及び期間、④としまして河川整備計画の目標に関する事項、本日はここまで御説明させていただきたいと思っております。

初めに流域の概要でございます。富士川は、幹川流路延長 128km、流域面積 3,990km<sup>2</sup>の一級河川でありまして、その流域には山梨県、静岡県、長野県の 23 市町村を抱えている。流域内には 106 万人が生活しております、人口や資産は甲府盆地や富士平野に集中しております、甲府盆地と富士平野の間は山間狭隘部となっております。富士川流域の年平均降水量は約 1,200mm と少雨傾向でございますが、下流部は 2,200mm と多雨傾向になっております。日本三大急流の一つに数えられ、下流部においても 300 分の 1 から 400 分の 1 と、非常に急勾配な河川となっております。

次でございます。地質特性及び土地利用の状況でございます。

糸魚川一静岡構造線と呼ばれる大断層が流域の西側を縦断していることに加えまして、平行交差する断層が幾筋もあるため、地盤崩壊が多く、豪雨とともに崩壊土砂が河道に流出し、比較的流れが緩やかな箇所に堆積しているというような状況でございます。

富士川流域の土地利用の 8 割は山林が占めておりますが、中流域の甲府盆地や下流の富士平野に市街地が集中し、経年的に市街地の割合が増加しているところでございます。

主な産業としては、山梨県は桃とブドウの出荷が共に全国 1 位となっておりまして、フルーツ大国として知られております。また、にじますの収穫量は静岡県が 1 位、次いで山梨県、長野県であり、収穫量の約半分を富士川流域の県が占めているというところでございます。また、ミネラルウォーターの生産量は山梨県が 1 位、静岡県が 2 位となっているところでございます。

次のページでございます。自然環境についてでございます。

富士川上流部は釜無川と呼ばれておりますが、礫河原にはカワラヨモギ等が、草地ではミヤマシジミの食草となるコマツナギ等が生育・繁殖しております。水域では、連続する瀬と淵が形成され、瀬を産卵場とする鮎やウグイが生息・繁殖しているところでございます。

富士川中流部は、急峻な山地の間を縫うように蛇行を繰り返し流下しており、崖地や連続する瀬・淵が形成され、崖地等に営巣するカワセミが生息し、水域には瀬を産卵場とする鮎等が生息・繁殖しております。

富士川下流部は広大な幅を有し、低水路では多列砂州を形成するとともに、礫河原を繁殖地とするコアジサシが生息・繁殖し、水域には回遊性のニホンウナギやカマキリが生息・繁殖しております。河口には、ハマゴウ等が生息する海浜性砂丘をはじめとした多様な環境が形成されております。

笛吹川の上流部は、交互砂州が発達し、水際にはミヅコウジュが生育し、水域には連続する瀬と淵が形成され、礫河原を産卵場とするカワヨシノボリが生息・繁殖しております。

笛吹川の下流部は、交互砂州が発達し、ガン・カモ類の集団越冬地となるワンド・たまりが点在しております。水域では、ワンド・たまり等でミナミメダカ等が生息・繁殖しているというところでございます。

次でございます。歴史的な治水施設でございます。

甲府盆地や富士平野は、本支川が運んでくる土砂によって扇状地が形成されており、洪水のたびに流路が変わり、扇頂部から広がる氾濫流によって盆地や平野で大き

な被害が発生していたところでございます。そのため、甲府盆地や富士平野の扇頂部に、信玄堤や万力林、雁堤といった歴史的な治水施設が設けられ、流路が安定したことなどによって、甲府盆地や富士平野の新田開発や安定した土地利用につながったと考えられているところでございます。現在もこういった治水施設は機能していると考えてございます。

続きまして、次のページでございます。近年の降雨量・流量の状況でございます。甲府盆地の出口に当たる清水端というところと、下流の北松野というところを基準点としてございます。

富士川の清水端では、昭和57年の洪水が、戦後最大の洪水となっています。上が清水端上流域の平均降雨量になってございまして、下が清水端地点の流量となっているところでございます。点線で囲んでございますが、昭和57年の $6,800\text{m}^3/\text{s}$ が、今現在のところ、戦後最大の洪水となっているというところでございます。

次のページでございます。下流の北松野地点でございますが、こちらも戦後最大規模の洪水は北松野地点というところで、1万 $4,300\text{ m}^3/\text{s}$ となっているところでございます。

次でございます。笛吹川の主要地点とされております桃林橋という地点でございますが、ここでは昭和34年8月の洪水が戦後最大の規模の洪水となっているところでございます。

次のページでございます。主な洪水と治水の沿革でございます。

昭和40年8月、昭和43年8月の大洪水を契機としまして、大正10年に直轄河川事業に着手したところでございます。昭和40年に一級河川に指定され、昭和41年に工事実施基本計画を策定し、それ以降、洪水被害の発生や流域の社会経済の発展を踏まえて、治水計画の見直しを行い、様々な事業を実施してきたところでございます。

図の左側が、これまでの主要洪水でございます。右側は、治水計画と治水事業の沿革でございます。近年では、平成15年に河川整備基本方針を策定しまして、平成18年に河川整備計画を策定しております。今般、令和7年度に河川整備基本方針の変更を行ったというところでございます。

次のページでございます。近年の治水対策の経緯でございます。昭和57年8月の台風第10号や台風第18号により、禹之瀬地区及び上流域を中心として浸水被害を受けたところでございます。このことにより、禹之瀬地区の川幅を広げ、高水位の低下を図るとともに、地盤が低い船場・白子地区の堤内の地盤をかさ上げすることにより洪水被害の解消を図る禹之瀬地区河道整正事業を昭和62年から開始しまして、平成6年度に完成させたところでございます。これは、川幅が非常に狭くなった区間を広げて水位を下げるとともに、併せて浸水常襲地帯の地盤を上げたというような事業をさせていただいたところでございます。

次のページでございます。富士川水系河川整備計画の概要でございます。

現在の富士川水系河川整備計画は平成18年に策定されました、戦後最大規模の洪水、先ほど御説明しましたが、富士川及び釜無川では昭和57年8月洪水、笛吹川では昭和34年8月洪水を安全に流下させることを目標としまして、河川整備計画目標流量は、基準点である清水端で $6,800\text{ m}^3/\text{s}$ 、北松野地点で1万 $4,300\text{ m}^3/\text{s}$ と設定しております。現在は、この計画に基づき、河川整備及びソフト対策を実施しているところでございます。

次でございます。気候変動を踏まえた計画の見直しでございます。近年、全国的に治水計画を、過去の降雨実績に基づく計画から、気候変動による降雨量の増加などを考慮した計画に見直しているところでございます。これまで、洪水とか内水氾濫、土砂災害、高潮を防御する計画は、過去の実績、潮位などに基づいて作成してきたところでございます。なのですが、今般、気候変動のシナリオ、 $2^{\circ}\text{C}$ 上昇というところを考慮しまして、降雨量を整備の計画規模とする洪水規模から1.1倍とするというところを、温暖化を考慮しまして計画の見直しを実施しているところでございます。

次のページでございます。この流れを受けまして、令和7年3月に、富士川水系でも、気候変動を踏まえた河川整備基本方針の変更を実施しました。気候変動による降雨の増加を考慮して、基本高水のピーク流量の、清水端で $10,200\text{ m}^3/\text{s}$ 、北松野地点で $21,500\text{ m}^3/\text{s}$ を全量、河道で流下させることとして、河道の配分量を清水端地点で $10,200\text{ m}^3/\text{s}$ 、北松野地点で $21,500\text{ m}^3/\text{s}$ としたところでございます。これを踏まえて、整備計画の変更も考えているというところでございます。

次でございます。ここからは、河川整備の現状と課題というところでございます。まず、洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止または軽減についてでございます。

平成18年の河川整備計画策定以降、戦後最大規模の洪水である昭和57年8月の洪水で宅地等の浸水被害が発生した地区における浸水防止対策等を実施していたところでございます。現在でも、戦後最大規模の洪水を流下させることができない区間が残っており、河道断面を確保する対策が必要というところでございます。

図には現在の進捗状況を入れておりますが、黒枠が既に終わった事業でございます。まだ囲っていない部分もございますので、実施中及びまだ未着手のところもあるといったところでございます。

次でございます。富士川の堤防の整備状況でございます。完成堤防として整備されているのは68%の堤防整備でございますが、すみません、「未施工」と書いていますが、堤防がない区間、無堤防区間がまだ残っているというところでございます。

次でございます。整備計画策定以降も、平成23年9月、平成29年10月、令和元年10月などの洪水の中小の規模の洪水によって、堤防際まで侵食や護岸の損傷が発生しております、災害復旧や緊急対策を実施しているというところでございます。富士川は急流河川でございますが、こうした浸水被害は、甲府盆地など天井川となっている川はもとより、下流域でも甚大な被害が発生するおそれがあることから、堤防の安全性の向上を図るための対策を実施する必要があるというような状況でございます。

次でございます。富士川の流下能力でございます。これは、堤防に対して余裕高を引いた値で、現在、川が流せる流量を評価したものでございますが、濃い青のところが現況堤防高マイナス余裕高で、堤防の満杯、一番上のところまで流下能力を評価したところが水色になってございます。HWL評価となっているところは、堤防がまだ高さが足りていないところなどについて、HWLのところで評価した流下能力を入れているというところでございます。また、オレンジの点線が現在の整備計画流量となってございますが、まだ流下能力が不足している箇所が点在しているというような状況でございます。緑色が断面に入っているようなところについては、堤防の高さを上げていく必要があるかなというところでございます。

次のページでございます。次のページは釜無川でございます。釜無川についても、おおむね流下能力を確保しているのですが、高岩の前、高岩堰の上流の辺りで少し流下能力が不足しているところがあるというような状況でございます。

続きまして、笛吹川でございます。笛吹川については、平成18年の整備計画の流量はおおむね満足しているところではございますが、一部、堤防の整備が必要なところが残っているというような状況でございます。

次でございます。続きまして、河川の適正な利用及び正常な機能の維持というところでございます。主に河川水の利用と御理解いただければありがたいと思っております。

富士川水系の河川整備基本方針において、動物の生育または育成の状況や景観など、9つの項目の検討により維持流量を設定しまして、水利流量・流入量を考慮した結果、清水端地点における流水の正常な機能を維持するための必要な流量は、かんがい期でおおむね  $22 \text{ m}^3/\text{s}$ 、非かんがい期でおおむね  $13 \text{ m}^3/\text{s}$  と定めましたところでございます。

清水端地点の過去21年間における平均渇水流量は  $26.9 \text{ m}^3/\text{s}$  でございまして、流水の正常な機能を維持するために必要な流量をおおむね満足しているところでございます。

下に決めた経緯というところを入れてございますが、正常の基準点としては、清水端とさせていただきまして、近年、渇水被害は発生しておらず、平均渇水流量は  $26.85 \text{ m}^3/\text{s}$  というところでございます。

次でございます。富士川の河川水は、発電用水のほか、農業用水として、耕地のかんがいに利用されていますが、農業用水は慣行水利権も残っているというような状況でございます。河川水は急峻な地形を利用して明治以降から水力発電に利用が行われてきたところでございます。中流部の河川の維持に必要な流量を確保できないといった状況でございまして、流量確保に向けた調整が必要というような課題が残っているところでございます。急流河川を利用した発電ということで、中流部で取水を行ってきているところでございますが、現在許可されている下流放流量では、我々が定めた維持流量と、今、ギャップがあるというような状況であるところでございます。

次でございます。

河川環境の整備と保全に関する現状と課題ということでございます。

水質でございます。平成2年から平成14年頃に、三郡東橋、桃林橋で環境基準を超過していた部分がございますが、これは、人口増加及び当時の山梨県内の下水道普及率が低かったのによるものと考えられます。

富士川の水質は、下水道整備に伴い、近年ほとんどの区間において環境基準を満たしているというところでございます。今後も注意深く監視する必要があると考えてございます。

次のページ、自然環境でございます。富士川は、濁筋が変動しやすい砂礫河道が河口までつながっておりますので、その植生は洪水による流出と回復及び繁茂を繰り返している。こうして形成された砂礫地、湿地、樹林地、瀬、淵及び崖地等は、多種多様な動植物の生息・生育・繁殖環境となっているところでございます。

図では、代表的な地点の写真を掲載させていただいております。

次でございます。一方で、特定外来生物のオオキンケイギクが近年増加傾向にあるというところでございます。また、外来生物のハリエンジュは、平成28年まで増加傾向がありました。平成28年から令和3年にかけて減少しましたが、これは樹木伐採の影響と考えられるので、今後も適切な対応を行う必要があると考えてございます。特定外来生物や外来生物の生息・繁殖が確認されておりまして、関係機関等と連携し、これからも適切な対応を行う必要があると考えてございます。

河川環境の整備と保全に関する現状と課題でございます。生物の場としての評価でございます。

釜無川、富士川中流部、富士川下流部とございますが、おおむね維持されていると考えてございます。釜無川のところで、オギ群落がやや減少傾向であると赤字で書いてございますが、これは外来生物、主にオオブタクサなどになるのですが、この侵入により、ちょっと減少しているという状況であるというところでございます。

生物相としての評価でございます。おおむね、重要な種は継続して確認されているというところであります、それほど劣化しているとは考えていないというところでございます。富士川全体としては、外来種の侵入があるものの、おおむね良好な環境が維持されていると考えているところでございます。

続きまして、笛吹川でございます。笛吹川の生物の場としての評価でございます。こちらも環境の場としては、概ねいい環境が維持されているというところでございます。礫河原が減少傾向にあると記載されていますが、ここも、礫河原であったところに今、オオブタクサ、外来種などが侵入してきていて、礫の河原自体が少し減っているというようなところでございます。

ただ、生物相としては、貴重な種がおおむね継続して確認されているという状況ですので、笛吹川も全体としてはおおむね良好な環境が維持されていると考えてございます。ただ、外来種は増えているので、これへの対応は必要かなというところでございます。

続きまして、河川環境の整備と保全に関する現状と課題でございます。河川空間の利用としましては、山頂を流れ、景観に優れ、施設の整備された場所ではスポーツとか散策が盛んに行われているというところでございます。特に高水敷が整備されている富士川下流部や、歴史的施設がある釜無川の信玄堤の公園や、笛吹川上流部の万力公園は、年間を通して利用者が多い。各河川の地域特性に応じて、高水敷はスポーツや散策、水面ではラフティングや釣り、河原ではバーベキューなど、様々な利用がされているというところでございます。利用状況の調査が左にありますが、令和元年度は台風の状況により調査時に施設が使用不可となっていたため、利用者が減少しておりました。令和6年度もまだ回復していないというような状況でございますが、これはまだ下流のスポーツ公園が工事中だったなどということもありますので、今後、回復を期待しているというところでございます。

次でございます。水辺整備として、これまで散策や環境学習の場として、誰もが安全かつ容易に利用できるような水辺空間の形成を推進してきたところでございます。平成18年の河川整備計画策定以降、8か所で水辺整備を実施してきておりまして、現在、万力公園地区で整備を実施中というところでございます。笛吹川の万力公園地区で、かわまちづくり計画としてまだ進めているといったところでございます。

続きまして、河川管理施設に関する現状と課題でございます。災害の発生の防止または軽減、河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持及び河川環境の保全というそれぞれの目的に応じた管理、平常時や洪水時の河川の状況に応じた管理、さらには堤防、洪水、排水機場等といった河川管理施設の種類に応じた管理というように、その内容は広範・多岐にわたっておりまして、効果的・効率的に河川管理を実施する必要があるというようなところでございます。現在、堤防の維持管理としての除草や、河道管理としての樹木伐採、または樋管・樋門、排水機場、護岸等の維持管理、河川管理施設の維持管理、許可工作物の指導などをやっているというところでございます。

続きまして、河川整備計画の対象区間及び期間でございます。

富士川水系河川整備計画【大臣管理区間】の計画対象区間は、以下の大臣管理区間としております。期間は概ね30年と考えてございます。今回、大臣管理区間の対象で

すので、そこに関わっておられる山梨県さん、静岡県さんにご出席いただいているというところでございます。

なお、河川整備計画は、現時点の社会状況、環境の状況、河道状況を前提として策定するものであります。策定後においても、これらの状況の変化、新たな知見の蓄積、技術の進歩等を踏まえて、必要がある場合には、計画対象期間内であっても適宜見直しを行うこととしてございます。

続きまして、河川整備計画の目標に関する事項になります。富士川水系河川整備計画の目標に関する事項でございます。

沿川地域を災害から防護するため、富士川の豊かな自然環境に配慮しながら、災害の発生の防止または被害を軽減させる対策を推進し、洪水氾濫による災害から生命、財産を守り、地域住民が安心して暮らせるよう河川整備を推進する。流域の正常な機能の維持に関しては、継続してモニタリング調査を行い、関係機関と連携して、合理的な水利用の促進を図りながら、必要な流量の確保に努める。これまでの流域の人々と河川との関わりを考慮しつつ、富士川の良好な河川景観や水の流れを保全・創出するとともに、多様な動植物が生息・生育・繁殖する豊かな自然環境を次世代に引き継ぐよう努める。災害の発生の防止または軽減、河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持及び河川環境の整備と保全の観点から、地域住民や関係機関との連携を図りながら、平常時や洪水時の河川の状況に応じ、適切に維持管理を実施する。

これらを大きな目標としまして、それぞれの項目については、洪水、津波、高潮等における災害の発生を防止または軽減する目標としましては、過去の水害の発生状況、流域の重要性やこれまでの整備状況などを総合的に勘案して、河川整備基本指針に定めた内容に沿って、治水安全度の向上を図る。河川の整備に当たっては、氾濫域の資産の集積状況、土地利用の状況等を総合的に勘案し、適正な上下流及び左右岸の治水安全度のバランスを確保しつつ、段階的かつ着実に整備を進め、洪水、津波、高潮等による被害に対する安全性の向上を図るというところでございます。甲府盆地や富士平野を流下し、氾濫域について人口・資産が集中している富士川の重要性を考慮し、目指す治水安全度水準は、戦後最大規模の洪水（富士川・釜無については昭和57年8月洪水、笛吹川については昭和34年8月洪水）の降雨量に、気候変動による予測による将来の降水量の増加等を考慮し、整備計画の目標流量は、基準地点の清水端において  $9,200 \text{ m}^3/\text{s}$ 、北松野について  $18,400 \text{ m}^3/\text{s}$  として、洪水による災害の発生の防止または軽減を図るというところでございます。

流水の正常な機能を維持するための必要な流量に関する目標といたしましては、水利用の状況及び動植物の生息・生育・繁殖、漁業、水質、景観等を考慮し、清水端地点において、かんがい期はおおむね  $22 \text{ m}^3/\text{s}$ 、非かんがい期はおおむね  $13 \text{ m}^3/\text{s}$  を適正な水利用及び流水の正常な機能を維持するための必要流量としまして、これらの流量を確保するように努める。現況流量に対して維持流量が著しく不足している区間については、動植物の生息・生育・繁殖、漁業による必要流量を当面の中間目標として設定しまして、段階的な流量の確保に努めるというところでございます。

水質については、地域住民や関係機関との連携を図り、良好な水環境の保全に努める。礫河原の自然環境が比較的良好に維持されていることから、良好な場を維持することを基本的な考え方としまして、整備等の実施に当たっては、良好な河川環境の保全・創出を図る。富士川の5kmから6kmの区間の雁地区では、かつては大規模な礫河原が分布していたが、水面比高差が拡大し乾燥した立地となっており、外来種の侵入などにより礫河原の減少が見られることから、定量目標を定めて、礫河原面積が25ha程度、存在するようにする。人と河川との豊かな触れ合いの場の確保については、沿川地方公共団体が立案する地域計画等との整合を図り、自然環境の保全を図りつつ、ユニバーサルデザインに配慮した河川空間の形成を図るというところでございます。また、景観については、歴史・文化・人との関わりを踏まえ、沿川と調和した河川景観の保全、形成に努める。こういったところを大きく目標にしたいと考えてございます。

各々の目標について、部分的に、次から説明させていただきたいと思っております。

整備計画の目標流量についてでございます。過去の災害の発生状況や流域の重要性、これまでの整備状況などを総合的に勘案して、富士川の河川整備計画に定められた内容に沿って治水安全度の向上を図っていきたいと思ってございます。河川整備計画の変更に当たっては、戦後最大規模の洪水に、気候変動による降雨量の変化倍率を考慮した流量を目標流量としたいと考えているところでございます。

下に流量配分を入れさせていただいてございます。釜無川、富士川、それから笛吹川でございます。上の黒い字のところが、現行の河川整備計画の目標流量になります。下の青いところが、令和7年3月に変更しました河川整備計画基本方針の計画高水の流量となります。今回、目標としたいと考えているところを赤字で書いているところで、富士川については昭和57年8月の洪水に温暖化を考慮したもの、笛吹川については昭和34年8月の洪水に温暖化を考慮した流量というところで、清水端について9,200 m<sup>3</sup>/s、北松について18,400 m<sup>3</sup>/s、笛吹川は4,000m<sup>3</sup>/sを目標にしたいと考えているところでございます。

続きまして、河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する目標でございます。清水端の正常流量はおおむね満足しているので、関係機関の協力を得ながら、正常な流量の機能が維持されるよう、適正な利用に向けて取り組むというところでございます。

現況の流量に対して維持流量が不足している区間については、動植物の生息・生育・繁殖、漁業の項目における必要流量を当面の中間目標と設定して、段階的な流量の確保に努めていきたいと書いているところでございます。

維持流量としては、具体には、芝川から十島堰の区間、それから十島堰から塩之沢堰の区間、維持流量が8.8 m<sup>3</sup>/s、十島堰から塩之沢堰の区間については最大で14.3 m<sup>3</sup>/s、7月は6.3 m<sup>3</sup>/s、8月から3月は6.2 m<sup>3</sup>/sというようなところに維持流量を定めてございますが、中間目標を定めていきたいというところでございます。

芝川から十島堰の区間は、景観などで決まっている部分を、漁業の部分で担保される流量をベースに中間目標としたいと考えているというところでございます。上流の十島堰から塩之沢堰の区間についても漁業を中心にやっていきたいというところでございます。ここは、基準としている瀬が2つあります、下流のほうの瀬、H171と書いてある瀬で、必要な流量を確保していくところを中間目標としたいと考えているというところでございます。

続きまして、河川環境の整備と保全に関する目標のところでございます。全体いたしましては、環境が似通っている空間を河川環境区分と一まとめにしまして、釜無川の区間と上流区間と中流の区間、山間狭隘部の区間、下流区間、下流の川幅が広い区間、それから笛吹川の急な区間と緩い区間がございますので、上流部と下流部で分けて、そこに代表的な区間を設けまして、そこを、代表区間をはじめとした良好な場を保全することを基本的な考え方として、河川整備等の実施に当たっては、良好な河川環境の保全・創出を図っていきたいと考えてございます。

一つ、定量の目標としまして、富士川の5kmから6kmの区間、雁地区では大規模な礫河原が分布していたというところで、1980年代の写真を入れてございますが、かつてこういった礫河原になっているところがございましたが、最近、若干比高差が拡大して乾燥した立地になっておりまして、外来種の侵入などにより礫河原の減少が見られることから、定量目標を定め、礫河原環境が25ha程度存在するようにしたいと考えているところでございます。整備計画の改定に伴う流下能力を前提に、治水と環境が調和した河道掘削を実施して、これを確保していきたいと考えているところでございます。

現在、黄色のところが礫河原なのと、ちょっと色は見えないのですが、砂礫性の植物体というところを合わせて、今も礫河原の面積は 11.4ha、12%ぐらいなのですが、これを 25ha まで持っていくたいと、大体 25%ぐらいまで、全体のバランスで持つていきたいと考えているところでございます。

資料 1 の説明は以上になります。

## (2) 富士川水系河川整備計画変更までの流れについて

### 【瀬尾流域治水課長】

続きまして、資料 2、「富士川水系の河川整備計画までの流れについて」でございます。

本日、富士川の現状と課題、富士川水系河川整備計画の目標（案）のところまで御説明させていただきました。

関係県会議を実施させていただきますが、今後、水系の河川整備計画の変更原案に向けて検討を進めていきまして、またこのような会議を実施させていただきたいと思ってございます。それで、原案ができましたら、関係住民の意見聴取、公聴会の開催などを予定してございます。それを踏まえた内容を変更案としてお示しさせていただきたいというところでございます。

関係県のほうは、この変更案ができた段階で、関係県の知事からの意見聴取と、省庁間の協議というものはやらせていただきますが、それに先立って今回の会議を実施させていただいているところでございます。それを踏まえて河川整備計画を変更していくたいというところでございます。関係県会議とか有識者会議は今入れてございますが、変更案の作成・公表までに必要回数を実施いたします。議論がまだ必要だらうということになれば、回数がまた増えていく可能性もあるというところでございます。

以上で資料の説明を終わります。

### 【内藤副所長】

それでは、資料の説明は、(1)、(2) 以上になりますので、御説明いたしました内容に関しまして、構成員の皆様から、それぞれ御発言いただければと思います。

まず初めに、山梨県 水口様、よろしくお願ひいたします。

### 【寺沢県土整備部長代理（水口技監）】

山梨県県土整備部技監の水口でございます。改めまして、関係県会議を早期に開催いただきまして、また資料につきましても非常に丁寧に御説明いただき、ありがとうございました。

発言の機会を頂きましたので、1点申し上げさせていただきます。本日の御説明において、河川整備計画の目標として、気象変動の影響による降雨量の増加に対応し、現在と同程度の治水安全度の確保を目指していくというところで、安心したところでございます。

御承知のとおり、本県の中西部では、富士川と笛吹川に挟まれた甲府盆地を中心に、人口や経済が集中してございます。流域の支川を管理する本県といたしましても、富士川水系流域治水プロジェクト 2.0 や、山梨県流域治水対策基本方針に基づきまして、防災減災対策を最重要課題として取り組んでいるところでございます。県民が安心して暮らせるよう、さらなる治水対策の推進をお願いするとともに、今後も国土交通省様や静岡県様と連携しながら、事前の防災減災対策を進めていきたいと考えてございます。

次回の会議では具体的な対策の内容が示されると思いますので、引き続きよろしくお願ひします。本日はありがとうございました。

【内藤副所長】

ありがとうございました。

続きまして、静岡県 山田様、よろしくお願ひいたします。

【高梨交通基盤部長代理（山田局長）】

よろしくお願ひします。

県内の富士川につきましては、近年、大きな浸水被害は発生しておりませんが、県全体では、令和元年東日本台風から令和4年、令和5年、令和6年と大きな浸水被害が発生しており、水災害対策のさらなる加速化が必要と感じているところでございます。

今回、資料を拝見させていただいた中で、3点申し上げさせていただきます。

まず治水部分ですけれども、資料の17ページや19ページにありますように、県内でも一部、無堤の区間や流下能力が低い箇所がありますので、今後の検討の中で整備等を行っていただければと考えているところでございます。

次に利水の部分につきまして、正常流量が定められ、今回の河川整備計画の変更では、流量確保に向けた当面の中期目標を設定していただき、誠にありがとうございます。「当面の中期目標」という表現につきましては、今回、整備計画の対象期間は30年ということになるのですけれども、その中の中期目標という、どのぐらいの期間をイメージされているのかというのが、この言葉からイメージしにくい部分があると、思ったところがございます。

最後に、河川環境の部分につきまして、今回、外来種の侵入によって礫河原が少し減少しているといふところにつきましても、県内において、外来種駆除をしながら礫河原を少し保全していくという取組を記載していただいておりますので、感謝しています。

静岡県としましては、現段階では特に異論等はございませんので、引き続き具体的な検討を進めていただきますよう、お願ひいたします。また、本県としましても、今後も富士川水系流域治水プロジェクトなど、国や山梨県様と連携して取り組んでまいりますので、今後とも御支援、御協力ををお願いいたします。

静岡県からは以上でございます。

【内藤副所長】

ありがとうございました。

今の発言に関して事務局からコメントがあれば。

【瀬尾流域治水課長】

中期目標を定めさせていただきますが、30年を通してということではなくて、事務方としては、できるだけ早期に維持流量が確保されるように調整を進めていきたいと思っておるところでございます。以上です。

【内藤副所長】

ありがとうございました。

【高梨交通基盤部長代理（山田局長）】

ありがとうございました。

4. 閉会

【内藤副所長】

そうしましたら、本日頂きました御意見を踏まえて、今後は河川整備計画の変更原案の作成というものをしていくのですけれども、頂いた意見を踏まえて、検討させていただき

たいと思います。

本日の会議はこれでおしまいになりますけれども、構成員の皆様におかれましては、長時間にわたりありがとうございました。

本日の議事録は、規約に基づき、原則、公開となりますので、内容を御確認いただいた上、関東地方整備局のホームページにおいて公開させていただければと思います。

そうしましたら、これをもちまして、第1回富士川水系河川整備計画関係県会議を終了とさせていただきます。ありがとうございました。